

宮崎市子ども・子育て会議について

1 宮崎市子ども・子育て会議とは？

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に基づく合議制の機関
- 子どもの保護者や子育て支援事業の当事者、学識経験者などの外部委員で構成

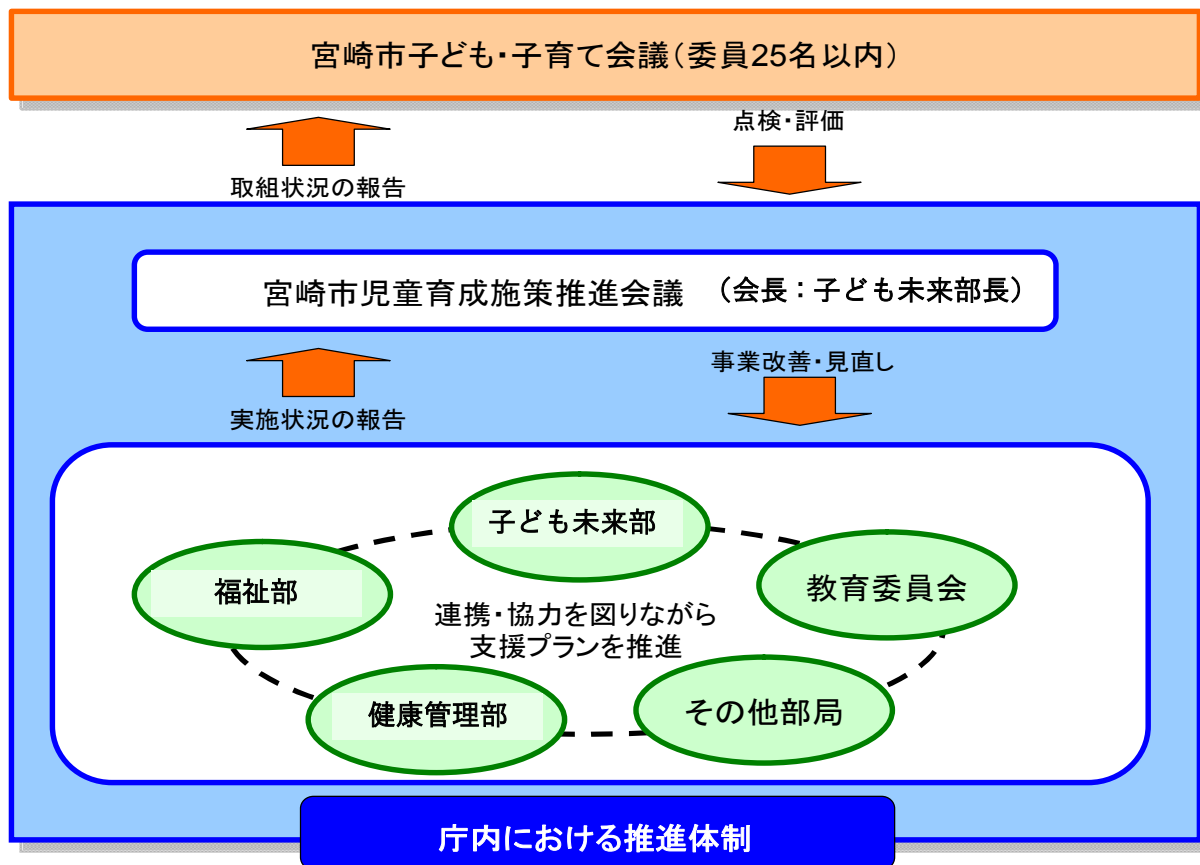
子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする[「次」略]。

2 宮崎市子ども・子育て会議の役割とは？

- 宮崎市子ども・子育て支援プランの進捗状況について、点検・評価を行う。
- 市に対して子ども・子育て支援についての提言を行う。
- 必要に応じて、宮崎市子ども・子育て支援プランの見直しについて検討を行う。

<参考：宮崎市子ども・子育て支援プランの推進体制のイメージ>



宮崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、宮崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎市子ども・子育て会議 運営要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき設置する宮崎市子ども・子育て会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 宮崎市・子ども子育て会議には次の部会を設置するものとする。

- (1) 計画推進部会
- (2) 教育・保育推進部会
- (3) 子育て支援推進部会

2 各部会の委員は、宮崎市子ども・子育て会議の委員をもって充てるものとし、部会の委員構成は、宮崎市子ども・子育て会議において決定するものとする。

(部会の所掌事務)

第3条 前条第1項各号に掲げる部会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 計画推進部会

- イ 宮崎市次世代育成支援行動計画に関すること
- ロ 宮崎市母子保健計画に関すること
- ハ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(2) 教育・保育推進部会

- イ 法第31条第2項において規定する特定教育・保育施設の利用定員に関すること
- ロ 法第43条第3項において規定する特定地域型保育事業の利用定員に関すること
- ハ 公立の教育・保育施設のあり方に関すること
- ニ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(3) 子育て支援推進部会

- イ 法第61条第7項において規定する地域子ども・子育て支援事業に関すること
- ロ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(運営)

第4条 各部会には部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定め、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、議事を進める。

- 2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことが出来ない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって可し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(宮崎市子ども・子育て会議での承認)

第6条 各部会において審議した事項については、宮崎市子ども・子育て会議において報告し、承認を得るものとする。

2 前項の規定に関わらず、軽微な事項のほか、本会議を開催することが困難な場合など特段の理由がある場合は、各部会の専決事項とすることができるものとする。ただし、法第77条第1項に規定する事項についてはこの限りでない。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。